

平成 28 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 1

平成 28 年 11 月 8 日（火曜日）

建設環境委員会会議録

平成28年11月8日 火曜日

午前10時02分開議

午前10時58分開議（実時間 56分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・生活環境に関する諸問題の調査

（環境センター建設事業に伴う氷川町及び八代生活環境事務組合との協議の進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長	福嶋 安德 君
副委員長	中山 諭扶哉 君
委員	野崎 伸也 君
委員	古嶋 津義 君
委員	増田 一喜 君
委員	松永 純一 君
委員	百田 隆 君

※欠席委員 村上 光則 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長	堀 泰彦 君
環境センター建設課長	山口 敏朗 君

○記録担当書記

鶴田 直美 君

（午前10時02分 開会）

○委員長（福嶋安德君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しましたので、ただ

いまから建設環境委員会を開会いたします。

◎所管事務調査

・生活環境に関する諸問題の調査（環境センター建設事業に伴う氷川町及び八代生活環境事務組合との協議の進捗状況について）

○委員長（福嶋安德君） 本日は、生活環境に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

それでは、環境センター建設事業に伴う氷川町及び八代生活環境事務組合との協議の進捗状況について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○市民環境部長（堀 泰彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）お忙しい中に所管事務調査の開催をお願いしましたところ、快く開催いただきまして、本当にありがとうございます。

ただいま委員長よりお話がございましたように、環境センター建設事業に伴います氷川町及び八代生活環境事務組合との協議の進捗状況につきまして、環境センター建設課山口課長より説明いたさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）環境センター建設課の山口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、環境センター建設事業に伴います氷川町、八代生活環境事務組合との3者によります今までの協議状況について御説明いたします。座って説明させていただきます。

説明に入ります前に、今回の説明では、八代生活環境事務組合を組合と表現させていただきますので、よろしくお願いいたします。

現在、環境センター供用開始に向けて組合規約の変更を行うために、八代市、氷川町のそれぞれの議会において同文議決が必要となること

から、規約変更案作成のための協議を行っているところでございます。

本日は、変更案のポイントであります組合負担金の八代市、氷川町のそれぞれの負担金の割合についての考え方が事務局案として取りまとめられ、その案に対して事務段階での協議の合意が得られましたので、そのことが組合議会のほうに報告されました。本日は、その内容について、まず御報告いたします。その後、今までの協議の経緯について御説明させていただきます。

それでは、資料に基づきまして御説明いたします。表紙をめくっていただきまして、中表紙のほうに今回の資料の項目をつけております。

それでは、目次をめくっていただきまして、その後の中表紙をめくっていただきますと、資料のほうがございます。

それでは、1項目めの八代市環境センター供用開始以降の生活環境事務組合負担金算出割合について御説明いたします。

資料につきましては、組合議会に報告されました資料と同じものをつけております。資料の内容の要点を読ませていただきます。

まず、取りまとめる負担金の算出割合についてですが、組合のごみ処理の枠組みは、今回の平成30年度以降の変更に加え、さらに組合クリーンセンターでのごみ焼却業務を終了する際にも変更されることになります。ここでは、平成30年度以降、組合クリーンセンターでのごみ焼却を終了するまでの市町負担金の算出割合について取りまとめてあります。

次の費用案分の区分です。現行の費用案分の区分とその割合は、下のほうにあります表1のとおりになります。共通経費割として全体の30%、国勢調査人口割として20%、搬入量割として50%に区分されております。そのうち、共通経費割を市町村合併前の6町村が均等割の名称で負担していたものを合併後の構成市

町が合併前の町村の課税に応じて負担しているもので、八代市が6分の4、氷川町が6分の2を負担している、これが現在の状況でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

平成30年度以降、組合では氷川町のごみ処理のほか、引き続き、これまでごみ処理から出ました焼却残渣などを処分するための最終処分場の維持管理を行うこととなりますので、費用案分を検討するためには、ごみ搬入量割のほか、共同処理することについての応分の負担という要素に加え、さらに過去の利用の度合いに応じた費用の負担という要素も合わせて考える必要があるということになっております。

そのようなことから、ごみ処理の枠組み変更を機に、組合規約での費用案分の区分の一つである現行の処理区域内の国勢調査人口を共同処理することについての応分の負担や枠組みの変更までの利用度合いを考慮した指標として用いることとし、ごみ処理事業における費用については国勢調査人口割と搬入量割の2つの区分に案分することとしております。

続きまして、費用案分の割合の考え方ですが、八代市及び氷川町が平成28年度の組合の予算をもとに行った案分割合算出の方法から、ごみ処理事業に要する費用を、まず人件費負担金など総務的経費及び最終処分場費、ごみ処理以外の費用の総務、その他の費用、最終処分場の維持管理に要する費用の最終処分場費、それから、燃えるごみと資源物の処理に要する費用及びその施設の維持管理に要する費用のごみ処理費という3項目におきまして考えた結果、表の2にありますように、それぞれ、八代市、氷川町から考え方を示したものを数字でまとめてみますと、表の2の数字になっております。

おおむね国勢調査人口割区分で八代市を算出した場合が48.5%、氷川町を算出した場合

が49.6%、搬入量割区分のほうが、八代市を参考にした場合が51.5%、氷川町の算出方法で50.4%というところになっております。そういうところから、国勢調査人口割区分と搬入量割区分に振り分けるための割合をそれぞれ50%とするというところで数字をつくってあります。

続きまして、右のページのほうに入りますと、変更後の負担金算出割合及び変更による影響額。これまで検討した30年度以降のクリーンセンターでのごみ焼却終了までの市町負担金割合をまとめますと、人口割のほうが50、50という、表の3のとおりになります。

そのことから算出しました負担金のこれからの影響というものが表の4になりまして、変更前の八代市が2億900万であったものが、変更後は1億600万になる。それから氷川町が変更前が1億400万であったものが、変更後は2億700万になるということで、おおむね今の負担割合が逆転するような形になりまして、比較といたしまして、約1億ほどの増減が出てくるというところでこの表をまとめてあるというところでございます。

こういった資料が組合議会のほうに議員さんのほうに提案をされたというところで報告させていただきます。

その後は、資料を全部続けて説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次のページをめくっていただいて、中表紙のほうで氷川町、八代生活環境事務組合との3者の協議の経緯ということで御説明させていただきます。中表紙をめくっていただきたいと思います。

氷川町、八代生活環境事務組合との3者協議についての経緯でございます。平成25年の7月24日に第1回の会議が開かれております。このときのちょっと協議記録がございませんの

で、こういった内容だったのかというのはちょっと記録がありませんけれども、八代市からは環境センターの建設事業の概要について御説明してあるというところではあります。事務組合からは環境センター建設事業に伴い発生します生活環境事務組合の課題が説明あったというところだけわかっております。

平成26年度になりまして、10月6日に第2回目の会議が開かれております。このときに、組合事務局から環境センター建設に伴う事務組合の課題と方針案が示されております。

このポイントといたしまして、これからの協議のポイントとなりますのが、そこに4つ示しております。1つ目が環境センター供用開始後も収集ごみを除くクリーンセンター周辺の一般搬入ごみについては受け入れると。2つ目が平成35年度ごろには最終処分場の残余量がなくなることが見込まれることから、その時点をもって焼却処理施設の運転を終了することとし、その後の氷川町のごみ処理については、引き続き、事務組合と八代市、氷川町が連携を取りながら協議をしていくと。最終処分場は埋め立て終了後も浸出処理の運転を行い、適切な維持管理を行っていかねばならないため、その取り扱いを検討する必要がある。4つ目が課題を解決した上で、事務組合として共同処理するごみ処理事業に係る事務の内容、その経費負担割合などの取り扱いを検討し、組合規約を変更する必要があるなどの項目が上げられております。

その後、平成27年度に入りまして、第3回の協議を行っております。このときも事務局からは先ほど説明しました課題の説明があっております。その後、平成29年度9月議会で同文議決をもらいたいというところの事務局としての考え方が示されているところでございます。

続きまして、5月26日、第4回の協議を行いまして、このときには氷川町さんのほうか

ら、今後はクリーンセンターの問題と平成35年度以降の氷川町のごみ処理問題を切り離して考えていくとの発言があっているというところでございます。

次のページをお願いいたします。

9月28日には第5回目の協議を行っております。このときには事務組合から規約変更案に対し、八代市と組合事務局案でいけば、両方の処理施設で処理を行うことになると。地域計画と整合性がとれなくなり、不適正処理になる旨を伝え、県に確認をするということにしました。これは八代市のほうが県に確認をするということとしてしております。

11月19日に6回目の協議を行いまして、組合事務局から、正副管理者から、現在取り扱っている内容について八代市と氷川町との意見が食い違っていることから、3者連名にて県にきちんと確認するようという指示があったところで、県に照会を行う原案が示されております。この原案を持ち帰りまして、協議をして、次回の会議をするということになりました。

12月18日に第7回目の会議を行っております。

年明けの1月14日に第8回目の協議を行っております。県への照会についての修正について協議を行いまして、最終的に1月22日に正副管理者会議で了承され、2月1日に県に3者で出向き、市町村課、廃棄物対策課の担当者と協議を行っております。

その後、3月10日に3者連名での照会に対し、県から回答が届きましたので、3月17日の建設環境委員会管内調査の終了した後だったと思いますけれども、県から回答が届いた旨の御報告をさせていただいております。県からの回答の内容につきましては、1点目が同文議決が得られない場合、環境センターでの4町、千丁、鏡、東陽、泉分のごみ処理はできないこ

と、それから、照会の件に関しては、至急環境省に問い合わせを行う必要があるという、この2点が示されております。

次のページをお願いいたします。

28年度に入りましてから、9回目の会議を5月25日に行っております。環境省への照会の方法と、先ほど御説明しました組合負担金の負担割合に関する協議を開始しております。また、このときに、八代市議会、氷川町議会での同文議決の時期を平成29年6月議会で行えるように事務を進めるというところで意見が一致しているところでございます。

翌6月9日に第10回の協議を行い、環境省への照会の資料について、県に照会を行った資料そのもので照会するということで合意しております。なお、環境省のほうには公文書ではなくて、事務レベルでの問い合わせとして行うこととしております。また、このときに、組合負担金の八代、氷川町の負担割合について、八代市の考え方を説明しております。

続きまして、6月28日に11回目の会議を行っております。今度は氷川町のほうから組合負担金の割合について、氷川町の考え方ということが説明がっております。

7月12日に第12回の協議を行い、今度は組合事務局から組合負担金の割合について、事務局案という形で示されております。その最終的なものが、先ほど御説明しました資料になっております。

9月28日に第13回の協議を行いまして、組合負担金の八代市、氷川町の負担割合について、組合事務局案について協議を行い、合意したことから、組合の正副管理者会議において、今までの協議の経緯、負担割合についての説明を行いたい旨の説明がっております。また、この時点までは環境省からの答えがあっていないというところでございます。

その後、10月12日に環境省から回答があ

りました。その内容といたしましては、環境センターが供用開始後もクリーンセンターを併用する場合は、環境センターの規模が過剰設計となるということ、それと、その場合、会計検査で施設規模が過剰設計ではなく、適切な規模である旨の説明が必要となるという回答が参っております。

以上が平成25年からやっておりました3者協議の現在までの協議の経緯でございます。

続きまして、3項目めの八代市環境センター建設事業の進捗状況と生活環境事務組合及び氷川町との協議の経緯について御説明いたします。

この資料は、先ほど御説明しました3者協議を開始する以前の経緯となっております。今度の資料は表形式でつくっており、一番左の列が日付、その次の列が八代市の施設整備に関する事項、右側の列が事務組合・氷川町との協議に関する事項となっております。抜粋しながら御説明させていただきます。

まず、1ページ目の中段、平成22年4月12日、政策会議にて、現在、加賀島地区の場所を候補地と決定するまで、これまでは氷川町さんとの協議は行われておりませんでした。

環境センター建設事業に関しての最初の協議が行われましたのは、記録からしますと、表の下の方ですね、22年9月1日、八代市が循環型社会形成推進地域計画の提出前に急遽お願いしまして、氷川町長、市長、事務組合局長の3者で協議が行われております。このとき、八代市から氷川町に対しまして、八代市の整備計画には氷川町のごみを含める用意がある旨を伝え、今後、協議を行い、検討の上、回答するようにとの八代市の申し出がなされたと。これは、後日開かれました組合の正副管理者の会議の資料のほうにこういった記載が残ってるというところでございます。

その後、一番表の下の方になりますけれど

も、22年9月9日、市は地域計画を環境省に提出しております。そのときの施設規模は1日当たり250トンの処理能力で、氷川町のごみは含まれていないというところになっております。ただし、広域化の検討の項目の中で、クリーンセンターにおいては氷川町のごみも処理されており、現在、氷川町と広域化に関する協議を行っているという記載がされております。

次のページをお願いいたします。

一番上の22年9月21日、市、氷川町、事務組合の事務方による3者協議が行われております。市は提出した地域計画について説明を行っております。氷川町からは、情報を得ながら協議を行い判断したい。町の負担の少ない選択をしたい。選択として単独、八代市との広域、他自治体との広域があると認識したという発言があっております。また、組合のほうからは、将来も今のエリアでごみ処理を行う予定であった。ただ、計画は現時点ではない、今からであるなどの発言があっております。また、今後も3者で協議を行う報告で認識したとなっております。

続きまして、1段飛ばしまして、22年10月7日、組合の正副管理者会議があっておりますが、記録がなく、翌日の10月8日の氷川町との協議の記録から、氷川町の発言といたしまして、氷川町が八代市に共同処理の申し入れを行う期限は23年3月31日であると。今後、この協議は事務組合抜きでやっていきたいという発言があつてるという記録が残っております。

その下の段ですけれども、10月8日に、10月7日の氷川町長の発言に認識違いがあると思われるため、急遽、氷川町を訪問して説明、理解を求めている状況があります。このとき、市からは、年度末の3月31日が期限であるということを押しつけがましくは言っていないと。基本計画を3月からつくり始め、7月まで

につくり上げる計画である。7月までに必ず回答が欲しいとは言っていないというところであります。また、八代市は門を開いている。氷川町の気持ちを尊重しつつ進めていきたいという発言があっているようでございます。

次のページをお願いいたします。

上から2段目、22年11月29日、市、氷川町、組合との3者による意見交換があっております。その中で、氷川町の結論は7月ごろにいただければというところで発言があっております。この7月というのは平成23年7月だというふうに記録の流れからは読み取れるところでございます。

次に、ページの下段から一つ上ですね、23年8月5日、このときに生活環境事務組合へ可燃性一般廃棄物の焼却処理委託の依頼に関しての公文書を生活環境事務組合に八代市から出しております。

23年8月30日には、その下のほうですけども、氷川町との2者協議を行っております。このとき氷川町から、町長に早急に回答をもらいたいと市から言われていることは伝えているが、計画がないため町長は判断できていないとの発言があっているという記録が残っております。

次のページをお願いいたします。

一番上の23年11月1日、この時点では生活環境事務組合から文書が来ておりますけれども、このときにもまだ結論が出ていないということで、結論が出次第、回答できる予定であるという文書が八代市のほうに届いているというところでございます。

その後、4段目のところ、平成24年1月24日、生活環境事務組合に対しまして、公文書で市のごみ処理に関する基本的な考え方というのを文書で事務組合のほうにお出ししております。

その後、平成24年3月16日、生活環境事

務組合よりごみ処理単価及びその積算に関する考え方が文書で示されております。それを受け、組合にごみ処理委託を行うよりも、民間委託が最良であると判断いたしまして、24年5月1日に建設環境委員会にこのことを報告してあるという記録が残っております。

それでは、次のページをお願いいたします。

24年7月10日、市、氷川町との2者協議があっております。まず市のほうから、9月に実施方針を公表予定であるということを伝えてあります。それから、丸の上から4段目のところですけども、これまで、まず氷川町単独でクリーンセンターを運営する。2、建設時より参加、3、供用開始後処理委託の話をして回答を待っていたが返事がない状況で、1番目と2番目はタイミングが外れている。今時点となると、3番目の供用開始後の処理委託しかないということを八代市から氷川町さんに伝えてあるというところでございます。

氷川町さんの意見といたしましては、丸の3つ目、事業費が出てから判断したいとの話だったが、二、三日前に広域化でいかないといけないとの話になったという記録が残っております。このときに氷川町さんのほうから、環境省にも行きたいというお話もありましたので、平成24年7月24日、環境省の九州環境事務所、それと県の廃棄物対策課、こちらのほうに2者で行っております。

このときに、国のほうの回答といたしましては、地域計画については揺るぎないものである。状況を聞いた上で考えると、施設整備後に処理委託されるほうがスムーズに話が進むのではないかと考えるというのが国から示された見解でございます。

県のほうからは、地域の軽微な変更で可能であると考えするという回答があっておりますけど、市といたしましては、国の見解を正とするほうが無難であると判断をいたしまして、その

ままの考え方で事業を進めていったというところでございます。

このページの一番下の段になりますと、平成24年8月7日、八代市のほうから事務組合に対しまして、一般廃棄物の焼却処理委託に関する協議を終了する旨の文書を提出しております。この件は、先ほど御説明しましたように、処理委託、民間のほうが安く済むという判断のもとで、こういう協議終了の文書を事務機関で出しているというところでございます。

このときに、同じ日に、右のほうになりますけれども、市、氷川町、事務組合との3者協議ということが行っておりまして、管理者として氷川町長のほうから、受け入れがスムーズに運べなかったことに対してのおわびの発言がっております。また、氷川町の広域参入につきましては、市のほうから、先々委託は可能と思うが、しばらくは単独で運営してもらってからと考えているという発言がっております。また、その枠の一番下のほうで、氷川町さんのほうからは、八代市には広域参入の道を残しておいていただきたい。可能であれば供用開始直後の委託が望ましいが、無理ということであれば、なるべく早い時期での委託受け入れの方向で検討していただきたいというお話があつてという記録が残っています。

それでは、次のページをめくっていただければと思います。

平成24年9月14日、市連絡会議において、市のほうで処理計画の変更を行って、報告をしております。これが150トンから現在進めております134——1日に134トンに変更すると。その後、すぐ建設環境委員会でもこの数字の変更を報告してるというところでございます。

その後、24年9月24日、市、氷川町との2者協議が行われておりまして、この変更のことを氷川町さんのほうに伝えております。この

ときに、現時点での合同処理はできない。供用開始後において氷川町から要望があった後、周辺関係者と協議を開始するという記録が残っております。記録の中に、八代市の方針に対して氷川町さんのほうが理解を示されたというふうに記録が残っているところでございます。

この後は協議記録がないところで、ちょっとわかりませんが、基本的にはこの後、3者協議に入っていたというところで、表の一番最後、平成26年10月6日、これからの協議記録につきましては、先ほどの2項目めで御説明しました協議の経緯のとおりとなっております。

以上でございます。早口になってしまいましたて申しわけございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安德君） 本件について、何か質疑、御意見はありませんか。

○委員（松永純一君） 今回のですね、ことについては、私は大きく2つの論点があったと思うんですね。1つは、八代市の環境センターができた後に、まだ最終処分場の余裕があると。それまでにはクリーンセンターで氷川町のごみを燃やすということですね。それが大体35年ぐらいだったというふうに聞いております。その後は、ちょっと今出てきたようですが、でも、氷川町のごみを八代市が委託ということでは受け入れるということではないんですね。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 今のお尋ねに対しましては、御指摘のとおり、30年を目途として環境センター始まりますと、氷川町のごみだけを約平成35年度まではクリーンセンターでできるというふうに組合から聞いていますところでございます。御指摘のように、その最終処分場もいっぱいになりますと、クリーンセンターでのごみ受け入れができなくなりますので、その後につきましては、先ほど説明がありましたように、3点ほどの対応を考えられまし

たが、私どもの環境センターでの委託の方向でお考えいただいているというふうに受け取っているところでございます。

○委員（松永純一君） それが私は2つの中の1つであって、もう一つは負担金の問題ですね。同文議決をしなければならないというようなことなのでですね、この交渉はかなり、私難しいだろうなと考えております。市のほうでどう考えるかわかりませんが、生活環境の議会も議員も兼務しておりますから、氷川町の議員の方々の考え方というのもいろいろあるようですので、私はかなりですね、これはもう、先ほどの数字で市と町と事務レベルでは合意になっていると思うんですけれども、なかなかこの交渉は結構難しいんじゃないかなと。

なぜかという、結局、同文議決が得られないと困るのは八代市のようなんですよね、今までのずっと経緯を見てみますと。要するに、組合規約が改正できないということになると、そのまま旧4町のごみをクリーンセンターで処理していくということになると、先ほどありましたように過大設計になってくるとか、会計検査院からの指摘があるだろうとかという、結局、同文議決をしていただかなければならないんですよね、八代市から見れば。氷川町にも議決してもらわなければならない。向こうが、つまりカードを持っておりますから、なかなかこれは難しいんじゃないかなというふうに私は個人的には思いますけれども、そこはこれからの交渉ということで、頑張っていただきたい。

ということと、やっぱり議決が必要ですから、もちろん建設環境委員会にきょう説明があつてしかりですけども、やっぱり市の全員協議会あたり開いて、議員32名が同じレベルになっていくということが私は大事じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 御指摘ありが

とうございます。私たちも、今、御指摘の内容につきましては懸念しているところでございますが、御指示いただきましたように、八代市議会の議員の先生方に対しましても、このような内容につきまして、一部誤解が生じないように、これまでの私どもの行政としての対応、当然、継続してしてきておりますが、その内容についてのいきさつが不十分だったところもその後改善をした上で、氷川町と十分な話し合いを積んできたつもりでおりますので、そのあたりを先ほど御指摘ありました全員協議会あるいは組合議会のほかの議員の先生方にも御説明させていただき、必要があれば、氷川町の議員の先生方にもお話を申し上げて、同文議決が得られますように、丁寧に説明を進めていきたいと考えているところでございますので、今後とも御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません、いろいろとですね、説明してもらったんですけど、結局何が言いたいのかよくわからんといっぱいあったですよ。経緯ですね。3者協議ですか、3項目め、ずっと表ばつくてあつて、左側が八代市の関係で、右側が事務組合との関係でということで、ずっと時系列でですね、書いてあるわけなんですけど、何を言いたいのか、何を説明したいのかわかんない。自分たちがされてきたことがどうだったのか、相手方と今、交渉をやってるんだって話で、事務方レベルでですね、協議が整ったんですって話だったんですけど、じゃあ、自分たちがしてきたことがどうだったんですか、相手はどうだったんですかというところが全くわかんない。時系列でただ報告してるだけじゃないですか。そこはどうなんですか。これじゃわかんないですよ。

今、松永委員言われましたけど、カード握ら

れてるじゃないですか。本来であれば対等であるべきなのに。そうなった経緯は何なんですか。それを説明するのがここの表じゃなかったんですか。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 今、委員さん御指摘の点に関して、2点ございまして、同文議決というカードを握られてるのではないかという点が1点。それと、この経緯に関して何を言ってるのかわからんというところの御質問をいただいたかと思うわけですが、これまでのですね、私もこの担当になりましたとが27年からでございまして、それまで私自身がこの経緯をよく存じ上げてなかったところもございましたので、整理をさせましたところでございます。これらにつきましては、氷川町とのやりとり、組合とのやりとりの中に、いろいろな、言葉としてはよくないですけれども、うわさとか事実に基づかないようなものが私も聞いたことあったもんですので、その確認するというためこの経緯をつくらせたところがございまして、そこで私のほうが持っていた情報が間違っていたということを再認識した点もございます。

同文議決に関しましては、この制度上、この組合ができた時点において、この規約をつくった時点において、複数の市町村において規約を規定しましたらば、その市町村において改正の同文議決を得ないといけないという、もう仕組みができておりますので、今時点でカードを握られたという意味ではなくて、制度としてそういう仕組みになっているというのが事実でございます。

ですから、当然、私も環境センターをつくるに当たっては、私も地域計画の中で4町に関するごみ受け入れを新環境センターで行うという計画をした時点で、丁寧に氷川町さん、組合議会のほうに説明してくるべきだったという点では、確かに反省すべきところがあるかと

考えます。

それに関しては、おくれらせながら、説明、合意をとるような方向を持っておりますので、なかなか一部の議員さんにおいては、まだまだ賛意を得ていないという御指摘があったかと思いますが、それをこれからも同意をいただけるように、説明を丁寧にしていきたいというのが私たちの考えというところでございます。

この経緯の内容が何を言いたいのかよくわからないという意味では、ポイント絞りがよくまとめられてなくて大変申しわけございませんが、経緯という意味で事実を記載させていただきまして、この中でしんしゃくしていただくようなレベルで説明が不十分だったちゅう点に関しましてはおわびを申し上げます。

○委員（野崎伸也君） だから、結局何が言いたいんですか。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 八代市と氷川町、そして組合議会との協議の中におきまして、環境センターを設置することになって以後におきましては、言葉の一部やりとりにも不十分なところがあったにしろ、お互いの意見を聞き合いながら合意ができる方向としてこれまでも協議は行ってきたということをお伝えしたかったという意味でございます。

○委員（野崎伸也君） わからんとですけど、認識の違いがあったて、部長が今、自分の認識の中で間違いがあったて、その認識の違いというは何だったんですか。

○市民環境部長（堀 泰彦君） これは、大きい声では言えないところがあると思いますが、氷川町のほうとうまく話し合いができていなかったのではないかなというような取り方を他部署にいたときには、そういううわさを聞いたことがございました。ただ、それは当然うわさの段階で、そういう状況なのかなと、協議ちゅうと、やっぱり他町村との協議は大変だなというレベルのものでございます。

ただ、この経緯を見ますと、八代市は八代市なりに氷川町さんのお気持ちを酌みながら、期間の余裕をとりつつ、提案をいただくような方法も行っておりますし、氷川町さんは氷川町さんとして、八代市のほうにいろいろな要望も出されているという状況が見てとれますので、相手を否定することなく、話し合いとしては順調に行われてきたのかなと。ただ、一部、解釈的な訂正があったときには、またすぐ、例えば22年10月7日と8日のほうに訂正をするとかいうことも行っていたようでございますので、そういう意味の小さいところも気遣いながら事務屋としては行っていた内容かなというふうに考えております。

○委員（野崎伸也君） 不手際ですよ、と私は認識しとつとですよ、結局は。どちらが不手際なのかわかんないですよ。氷川町なのか、八代市なのかはわからんとですけども、結果的にはうまくいってないという状況じゃないですかね。なかなか同文議決が得られないような状況になってきているというのがあって。そこに対して、なってきたという経緯はやっぱり不手際じゃないんですか、そこは。（市民環境部長堀泰彦君「済いません——」と呼ぶ者あり）まだいいです。待ってください。

というのと、あと、質問なんですけど、教えてもらいたいのがちよっとあったんですが、過剰設備になりますよというような話があって、会計検査院とか指摘があるんじゃないかという話ですよ。ということになると、どういったことがですね、起きるんですか、八代市としては。（市民環境部長堀泰彦君「最初——」と呼ぶ者あり）最初なのか、後なのかどっちでもいいです。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 不手際という意味でお尋ねがありましたわけでございますけれども、先ほど松永委員のほうから御心配いだいとすることに対しては感謝申し上げたと

ころでございますが、これまでも組合議会の中においてお尋ねとかを私が受けて対応してきている経緯がございますけれども、その中におきましても私のほうが回答しておりますのは、同文議決は必要でございますと。この話し合いにつきましては、氷川町と真摯に話し合いをして、合意ができるように進めていきますという回答を行っております。

それに対して、議員さんのほうがそれを否定されるということもなく、組合での説明を行わせていただいておりますし、2番目の説明で申し上げましたように、27年から私のほう、話し合いに入ってきておりますが、27年はなかなか、確かに進まなかったということはございますが、並行して、これは環境センターが30年を目途として建設している中において、日程的には、現時点は負担金の合意をとるところまで、一応、順調にきている内容かなというふうに考えております。

当然、負担金の合意ができた後、同文議決とかいうものを今後のスケジュールの中で進めていくところで、同文議決が否定されたという、現時点ではなくて、いろいろ氷川町さんのほうから御意見いただいた旨、先ほどございましたように、本市の市議会議員の先生方にも御説明を進めるとともに、氷川町のほうにおいてもそういう説明を進めていただく予定で考えております。そういう状況で同文議決を得られるように考えております。

2点目のお尋ねにつきまして、最終的に環境省からの回答につきましては、いわゆる4町の分を環境センターで燃やさないとする、現行の地域計画での環境センターの施設設備は過剰でしょうということになります。そうなりますと、2番目の回答にございました、いわゆる会計検査での御指摘としまして、過剰設備に対しまして交付金等の国からのお金を返還というようなことに生じる可能性があらうと推測してお

ります。ですから、先ほどの課長の説明の中でも申し上げましたように、現行の地域計画は変えることなく、4町のごみにつきましては、廃棄物に関しましては、環境センターで受け入れるということを私どもは氷川町のほうと話を進めているという状況でございます。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） まず、同文議決に必要な組合の規約の変更の内容ですけれども、一つは、千丁、鏡、東陽、泉、ここのごみをクリーンセンターで処理をしないという組合の規約の変更が必要になる。それに伴いまして、負担金の割合の部分も規約の中にありますので、先ほど御説明しました割合をきちんと設定しないと組合の規約の変更案ができないというところでございます。

資料の最初のほうの、2項目めの経緯の平成26年10月6日のところを見ていただきますと、このときに事務組合のほうから、環境センター供用開始後も収集ごみを除くクリーンセンター周辺的一般ごみについては受け入れるという提案がっております。資料の2項目めの3者協議の経緯のところでございますけれども。この周辺ごみを受け入れるという提案があつてることに対しまして、八代市のほうは、それもできないということをお伝えしているところです。

周辺ごみにつきましては、大体、年間、1日当たり1トンか2トン、ちょっと今、手元に数字をちょっと持ってません、申しわけありませんけれども、これをクリーンセンターのほうに持っていけるように組合格約をつくってしましますと、八代市のほうでの環境センター134トンのごみ処理能力は要らないんじゃないですかという話になってくるというところでございます。これがこの部分が過剰設計になる、これが5トンだった場合は5トン分が過剰設計になるというような状況になります。

そうしますと、八代市はもう134トンでつ

くっておりますので、この5トンにかかった経費については交付金もかかっておりますので、その分の返還、そういった事業費に対しての返還というのが会計検査で指摘されるんじゃないかなというところが、環境省からの回答の内容かなと思っております。

八代市といたしまして、やはり地域計画にあります134トン、八代市全量のごみを環境センターで処理をする、これが実現しないといけないということで、今、この部分のごみ処理の取り扱いについての協議をまた継続しているというところでございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） わかるんですけど、134トンに変更しましたよね、150トンから。その時点で、もうそういった同文議決が必要なんだというレベルの話はもう頭の中にはあられたっですか、八代市として。何かそこら辺のこと出てきてないような気がする。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） そのあたりにつきましては、私もその時点でおりませんでしたものですからちょっとわからないところでございます。記録のほうにもそのあたりが全く載っておりませんので、ちょっとわからないところでございます。申しわけございません。

○委員（野崎伸也君） そこら辺のところの進め方というのが不手際じゃなかったんですかというのを言いたいんですよ。わからずに、ずっとそうやって計画、150トンだったりとか、134トンというのを、単純に処理能力、発生するごみから算出していつてつくったというのはわかるんですけど、そういった情報をつかみきれてなかったんじゃないのかというのを私は今指摘してるんですよ。氷川町のほうが、そっちのほうをですね、ちゃんと知っておられたんじゃないですかと。

それはもうそれでいいんですが、先ほど言い

ました補助金の返還の件ですよね。おおむねどれぐらいの返還というのが予想できるんですか。予想できないんですか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 今ちょっとこの場では数字が出せませんけれども、建設費用、そういったもろもろから全部算出することは可能かと思います。これはちょっと帰ってから積算してみないとわからないところがございますので、この時点ではちょっと幾らになるのかというのは申し上げられないところがございます。

○委員（野崎伸也君） 算出されてないちゅうことですか、今、現時点で。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 現時点ではしておりません。

○委員（野崎伸也君） それもどうなのかなというふうに思うんですよ。ていうのが、この負担割合ですよ。あと、30年度以降のやつで、35年までということ、若干八代市のほうが減りますよというふうなお示しはされとつてですけども、そういったものも比較のですね、対象となるようなものじゃないのかなというふうに私は思ったわけなんです。補助金返還というのがあって。それが、じゃあ幾らなのかと。自分たちが今残してでも負担していくというときの中で、それは比較対象としてあるんじゃないかなというふうには思ったんですよ。今でも同文議決はもらってという話しかないもんですからね、選択肢としては。その金額返還の分も見てですよ、じゃあ要らんばいという話もあったじゃないんですか。方向性としては、今、同文議決しかないんだという話しかないんですけど。返還してでも自分たちの環境センターを使っていくんだという話でもありでしょう、方向性としては。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 御指摘の考え方は一つとして、それは私どもは理解はできませんが、行政としましては、当然、国からの交付

金計画に基づいて行った分として設計をして進めてきたという意味で、現時点においてはそれは考慮はしていないのは事実でございます。

ただ、御指摘のように、ある量の分に関しまして、建設費が最終トータル的に幾らになるかちゅうとはまだ進めている状況で、確定しておりませんので確定はできませんが、おおよその目安としての試算はできると思います。

そういう意味での比較はできますが、行政として、地域計画をつくった中において、現時点では、先ほど委員も申されましたように、交付金等を返還することがないような計画で進めたい。当然、建設の負担金等も含めたところの負担金も新たに生じるかと思うわけですが、そういうものも含めての、今後また協議を進めていく必要があるというふうには考えているところでございます。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

委託、クリーンセンターが動けなくなって、うちで受け入れるという話になったときには、当然、今言われたような算出しながらですよ、適切なやつばお金、負担金をですね、求めているというのは当たり前のことだろうと思うんですよ。

ただ、先ほど言った交付金返還の関係ですよ。そちらの金額が幾らなのか。今後、こうやって案分ですよ、今は割合で出していただいているんですけど、これをやっていくのは本当にそっちのほうがいいのかどうかというのはですよ、行政としてはできないという話じゃなくて、私たち議員とすれば、市民のお金をいかに抑えるかという話なんですよ、税金出すのを。そっちを自分たちは選ばないいけないという話になるんで、一応ですよ、そういった金額が出せるのであれば、そういった資料として出してほしいなという願いもあります。

あと、よそのですよ、自治体とかにおいて、そういった事例はなかったのかどうかですね。そういったものは調べられとってもいいんじゃないかなというふうには思います。

とりあえず、そこら辺のところをよろしくお願ひしときたいと思います。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。

○委員（増田一喜君） 単純ちゅうたら単純な質問なんですけどね、結局、こうやって同文議決が得られるかどうかというのを心配されとるのは、ここにも受け入れると書いてあるけど、22年の10月7日ですか、このころの町長さんの発言では、八代市の共同処理の申し入れを行う期限は23年3月31日とか期限を切ったり、その後またあったりとか、そこら辺、何かちょこっとごたごたしたというのは私たちもうわさでは聞いたんですよ。だけど、そこでちょっとお互いに遺恨が残るような雰囲気があったのかちゅうことで、それが引きずってきて、今、同文議決についてはちょっと厳しいんじゃないかなという心配をされていると。私もそういうふうな受け取り方して心配しとるんですよ。

それはそれとして、もし同文議決ができないと、うまくいかなかったという場合には、要は千丁、鏡、泉、東陽、今、八代市ですよ。この4町がクリーンセンターに出せる間はいいですよね。まだ使えなくなるちゅうのじゃないから、それはまだいいですよ。その後には、これができなければ、その4町はどこに捨てればいいのかということになると思うんですけど、そういうことになるんですかね、もしできなければ。それは大変ことですよ。4町がどこにもごみ捨てられないとなれば、処分できないとなれば。そこはそういうふうになってるんですか。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 今、御指摘の

とおり、組合議会さんが処理できるのは、クリーンセンターにおいて3代目の最終処分場の余量がある処理ができる範囲、燃やしたごみを持っていける範囲の期間だけ処理ができるということでございます。ですから、同文議決が経なくなると、最終的に組合議会のごみの焼却機能が停止した時点では、否応なく規約の改正とかいうこととして、氷川町さん自体のごみ自体をどこで処分するかということを決めていかざるを得なくなるというのは、もう見えている状況でございますので、それを見越した上で、当然、八代市としての同文議決も合意いただきますよという説得は必要だろうというふうに考えているところでございます。

○委員（増田一喜君） そのころですね、私たちもそういう話を聞いてたもんだから、わあ、これは大変だなと。だから、できれば氷川町さんも一緒にね、したほうが、お互いのためになりやせぬかなという議論は我々もその当時はした覚えがあるんですよ。そうせぬと、やっぱり八代市に合併した、そこまで一緒になって処理ができなくなるという大変なことですからね。

我々として、それはうまくいくように、それはまあ、氷川町さんがそっとへそ曲げた分がありますよというような認識があれば、それをちゃんとわかってもらって、同文議決がきちりできるような方向で、今、努力されてるわけでしょう。それは今後も続けて、努力して、そういう事態にならないように一生懸命やっていたきたいと思う。

先ほど何かちょっと言われたんだけどね、このときに、余り期限を切って、そこで何かすばったようなというような部分が少し根っこにあるみたいだから。これは市としてはトップがそう言われれば、そうせざるを得ないのかなちゅう部分はありますけども、そこから引いてきとる。だけど、それをうまく説明して、氷川

町さんの話もしっかり聞いて、したらうまく。

4町は一応八代市の所属ですからね。宮原さんと竜北さんは氷川町としてやったとしても。だけど、もともと合併した当時のほうから、八代市は結構、横綱相撲をとってきてますからね、そういうちょっと腹の太いような、それでうまく受け入れるように精いっぱい努力はしていただきたいと思います。

○市民環境部長（堀 泰彦君） ただいまの御指摘、また野崎委員さんの御指摘を含めましてですね、氷川町さん、組合議会さんのほうと真摯に話し合いをしまして、私どもとしては同文議決がスムーズに御同意いただけるような方向で説得とかというものを進めていきたいと考えておりますので、どうぞまた今後とも御指導方よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

いろいろと意見また指摘がございました。それをいろいろ議員の皆さんに説明できるような体制をつくって、今後の説明を望みます。

以上で環境センター建設事業に伴う氷川町及び八代生活環境事務組合との協議の進捗状況についてを終了します。本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） 今、説明いただきました分につきまして、やっぱり議員さん全体ですね、周知をお願いしたいというふうに思いますし、できれば全員協議会の場でもですね、説明のほうをお願いしたいなというふうに思います。意見ですが。

○委員長（福島安徳君） ほかに御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

当委員会の所管事務調査について、ほかに何

かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

それでは、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

（午前10時58分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年11月8日

建設環境委員会

委員長